介護保険住宅改修の手引き

|  |
| --- |
| 目 次  ■介護保険「住宅改修」制度について  １．介護保険住宅改修費の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・P１～３  ２．対象となる住宅改修の種類及び内容 ・・・・・・・・・・・・P３～４  ３．住宅改修に関する注意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・P４～５  ４．住宅改修費の申請手続き（償還払） ・・・・・・・・・・・・P6  ５．住宅改修費の申請に必要な書類（償還払）・・・・・・・・・・P8  ６．許可書交付後に変更が生じた場合 ・・・・・・・・・P８～９  ７．許可書交付後に改修工事を行わない場合 ・・・・・・P９  ８．工事許可書を紛失等で無くした場合 ・・・P９  ９．申請書類提出先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P９  ■申請書類の作成要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10～26 |

養老町役場　住民福祉部　健康福祉課

(H30．8作成)

１．介護保険住宅改修の概要

介護保険制度の「住宅改修費」概要は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 対象者及び対象となる住宅 | 1．要支援・要介護認定申請を行い、要支援1・2、要介護1～5と認定された方が対象となります。  ●要支援・要介護認定の申請前、要介護認定有効期間外に住宅改修を行った揚合は、保険給付対象外となります。  ●要支援・要介護認定の申請中に改修した揚合は、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます。（認定結果が非該当になってしまった揚合は支給されません。）  2．住宅改修費の支給対象となる住宅は、要支援・要介護者が居住する（被保険者証記載の住所）お住まいの住宅が対象となります。  (申請の際には改修を予定している住宅と被保険者証の住所の確認をしてください。) |
| 申請の種類 | 申請の方法は、償還払で行う事前申請（受領委任払は行っていません）です。必ず住宅改修工事を行う前に保険者に申請をする必要があります。工事を始めた後に申請を行った場合には住宅改修費が支給されませんのでご注意下さい。 |
| 住宅改修の必要性 | 被保険者（申請者）の身体状況と住宅の状況等から判断して、住宅改修の必要性が認められる場合に介護保険給付対象となります。  被保険者の身体状況に合わせ、居宅生活を営みやすくするという目的でなければ、住宅改修費の該当工事であっても保険給付として認められません。  (例：被保険者（申請者）が使用しない部屋への手すりの取り付け等） |
| 住宅改修の種類  【平成11年厚生省告示第95号】 | ①手すりの取付け  ②段差の解消  ③滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更  ④引き戸等へ扉の取替え  ⑤洋式便器等への便器の取替え  ⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 |
| 利用限度額(支給限度基準額） | 要支援・要介護度に関係なく、居住する住宅に対し、介護保険受給者1人当たり20万円までです。利用限度額（20万円）を超えた額については全額自己負担になります。  (1回の改修で使いきらず、数回に分けて利用することも可能です。）  ※20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円（法第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定が適用される場合は16万円、法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定が適用される場合は14万円）となります。 |

※住宅改修費の例外給付について

以下のどちらかの用件に該当した場合、過去に住宅改修費の支給を受けている方でも、支給限度基準額が20万円まで利用できるようになります。

1．転居して住所がかわる場合

改めて支給限度基準額に達するまで住宅改修費の支給が受けられます。

(転居前の住居について支給限度基準額の残額があっても、転居後の住居については持ち越されず、20万円までとなります。)

2．要介護状態が著しく重くなった場合の例外（「介護の必要の程度｣が3段階以上上がった場合。）

最初の住宅改修に着工した日と比べ、次のように要介護状態区分を基準として定める介護の必要な程度の段階が3段階以上重くなった場合は、例外的に改めて支給限度額基準額20万円分の住宅改修費が受けられます。（初回分の住宅改修について支給限度基準額の残額があっても、追加分に持ち越されず、20万円となります。）

(注意）この例外は、同一住宅・同一要介護者について1回のみ適用されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 初回の住宅改修着工日の要介護状態区分 | 段階 |
| 要支援1・経過的要介護  （平成18年4月1日前は要支援） | 第1段階 |
| 要支援2・要介護1 | 第2段階 |
| 要介護2 | 第3段階 |
| 要介護3 | 第4段階 |
| 要介護4 | 第5段階 |
| 要介護5 | 第6段階 |

|  |  |
| --- | --- |
| 初回の住宅改修着工日の要介護状態区分 | 追加の住宅改修着工日の要介護状態区分 |
| 要支援1・経過的要介護（第1段階）  （平成18年4月1日前は要支援） | 要介護3 (第4段階）・要介護4 (第5段階）  要介護5 (第6段階) |
| 要支援2・要介護1（第2段階） | 要介護4 (第5段階）・要介護5 (第6段階） |
| 要介護2（第3段階） | 要介護5 (第6段階） |

※具体例

例1)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要支援１ | → | 要介護１ | → | 要介護3 | → | 要介護４ |
|  |  | 20万円利用 |  | 利用不可 |  | 再度20万円利用可能 |

例2)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要支援２ | → | 要介護4 | → | 要介護3 | → | 要介護４ |
| 20万円利用 |  | 改修せず |  | 利用不可 |  | 再度20万円利用可能 |

例3)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護1 | → | 要介護3 | → | 要介護4 |  |  |
| 10万円利用 |  | 残りの10万円利用 |  | 再度20万円利用可能 |  |  |

例4)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要支援1 | → | 要介護3 | → | 要介護2 | → | 要介護5 |
| 20万円利用 |  | 再度20万円利用 |  |  |  | 利用不可 |

例5)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護3 | → | 要介護1 | → | 要介護4 |  |  |
| 10万円利用 |  | 残り10万円利用 |  | 利用不可 |  |  |

例6)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | → |  | → |  | → | 要介護４ |
| 12万円利用 |  |  |  |  |  | 再度20万円利用可能  （12万円はリセット） |

例7)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | → | 要介護4 | → | 要介護3 |  |  |
| 12万円利用 |  | 15万円利用  （12万円利用はリセット） |  | 5万円利用可能 |  |  |

例8)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | → | 要介護1 | → | 要介護4 |  |  |
| A住宅で  12万円利用 |  | B住宅に転居  再度20万円利用可能 |  | B住宅で  再度20万円利用可能 |  |  |

例9）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | → | 要介護2 | → | 要介護3 | → | 要介護4 |
| A住宅で  15万円利用 |  | B住宅に転居  20万円利用 |  | A宅に戻る  5万円利用可能 |  | A宅で  20万円利用可能 |

２．対象となる住宅改修の種類及び内容

住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類及び内容は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 内容 |
| ①手すりの取付け | 廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、2段式、縦付け、横付け等適切なもの。※棚を手すり代わりにするようなものは支給の対象となりません。 |
| ②段差の解消 | 居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための改修をいい、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床の嵩上げ等が想定されます。 |
| ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 | 居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。 |
| ④引き戸などへの扉の取替え | 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等の改修も含まれます。  引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が安価に抑えられる場合は、引き戸等の新設も対象となります。 |
| ⑤洋式便器などへの便器の取替え | 和式便器を洋式便器への取替えや洋式便器の向きを変える工事、洋式便器の嵩上げ工事なども含みます。  ※和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。 |
| その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修  ※付帯工事はあくまで最低限必要な部分のみですので際限があります。 | ・手すりの取付け  手すり取付けのための壁の下地補強  ・段差の解消  浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置  ・床又は通路面の材料の変更  床材の変更のための下地補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備  ・扉の取替え  扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事  ・便器の取替え  便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）便器の取替えに伴う床材の変更 |

３．住宅改修に関する注意点について

住宅改修を行う場合には、次の点にご注意願います。

(1)個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事が前提です。支給対象となる住宅改修については、「支給対象となる住宅改修の種類及び内容」を参照してください。すべての住宅改修に対して住宅改修費が支給されるわけではありませんのでご注意願います。

(例えば古くなった床を新しくするなど、単なる老朽化に伴う住宅改修は認められません。）

(2)居宅（被保険者証の住所）にいないとき（施設入所中（介護保険施設サービス適用中）や病院に入院中（医療保険適用)）は原則申請できませんので、必ず事前に相談してください。

(3)住宅の新築や増築、新たに居室を設ける場合などの改修工事は対象になりません。

(4)着工後において、事前に申請した内容と異なる改修が必要になった場合等変更があるときは、すみやかに保険者へ変更申請書により手続きを行ってください。

(5)住宅改修完了前に要介護者(利用者）が様態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合は、被保険者（申請者）が入院するまでに工事が完成した部分が支給対象になります。

(6)住宅改修完了前に被保険者（申請者）が死亡した場合は、死亡時に完成している部分が支給対象になります。

(7)住宅改修前には必ず介護支援専門員（ケアマネージャー）等に相談を行ってください。もしケアマネージャー等が住宅改修工事不要と判断した場合は、申請できません。また、相談を行わずに住宅改修を行った場合、住宅改修費を支給できない場合があります。

(8)手すりの取り付けについて、固定設置されていない据え置きや挟み込みによる簡易設置式の手すりや、脱着式手すりは対象外となります。

(9)段差の解消について、固定設置されていないスロープ、式台は対象外となります。

(10)段差の解消について、屋内外に設置するスロープの幅員1.2メートルを越える部分は対象外となります。また、段差解消による居室や廊下等の嵩上げについては利用者が日常生活で移動する部分が支給対象となります。

(11)洋式便器等への便器の取替えについて、水洗化または簡易水洗化工事及び電気工事は対象外となります。

(12)居室等において、すべり防止及び移動の円滑化のための床の材料の変更を行う場合、その居室等の固定家具部分については対象外となります。

(13)老朽化の補修を目的とした工事や美化を目的とした工事については対象外となります。

(14)住宅改修の前提として行われた設計および積算費用は、実際に住宅改修が行われた場合には住宅改修費の支給対象となります。（実際に住宅改修が行われなかった場合は支給対象となりません。）

(15)住宅を新築する場合は支給対象となりません。増改築の際の、廊下の拡幅にあわせた手すりの取付け、便所の拡張に伴う和式便器の洋式便器への取替えは、手すりの取付けや便器取替えの費用に限って支給対象となります。

(16)支給対象となる住宅改修と併せて支給対象外の工事も行われた場合、対象部分の抽出・按分等の適切な方法で支給対象費を算出します。

(17)要介護者等が自ら材料を購入し、本人・家族等により住宅改修が行われる場合は、材料費の購入費が支給対象となります。

(18)複数の要介護者等か同一住宅に居住し、複数の要介護者等について住宅改修が行われた場合には、各要介護者等に有意な範囲を特定し、申請の対象となる住宅改修の範囲が要介護者等の間で重複しないようにします。

(19)付帯工事が生じた部分の算定について、対象となる工事の内容につき、それに関する最低限の部分のみ支給の対象となりますので際限があります。しかし、本人の身体状況や施工状況により変わってきますので必ずしも対象となる部分は一律ではない揚合があります。

４．住宅改修費の申請手続き（償還払）

|  |
| --- |
| ①被保険者（利用者）が介護支援専門員（ケアマネジャー）又は地域包括支援センター等に改修内容が支給対象かどうかを相談し、住宅改修が必要な理由書の作成を依頼してください。 |

|  |
| --- |
| ②本人・家族・介護支援専門員・施工業者と打合せ、見積を行う。  改修の状況がわかる写真（撮影日の入ったもの）を撮影します。  注）段差解消の場合は、スケールを置いて高さがわかるようにしてください。 |

|  |
| --- |
| ③住宅改修費の「事前確認申請書」の提出を行う。  【提出書類】  1住宅改修事前確認申請書（被保険者名で申請）  2住宅改修が必要な理由書  3工事費内訳書（材料費、施工費が明確に区分されているもの）  4平面図（改修する部分の寸法や、改修前後の状況がわかる図面）  5対象住宅を示した地図（被保険者の住宅の位置がわかる地図を添付してください）  6住宅改修前の写真（改修箇所ごとの撮影日がわかるもの）  7住宅改修承諾書  (住宅改修を行う住宅の所有者が、当該被保険者でない場合に提出する。)  8誓約書（改修する住宅所有者が既に亡くなって住宅改修承諾書がもらえない場合） |

|  |
| --- |
| ④事前確認申請書の審査を行い、保険給付として適当か否かを決定し、工事許可書を被保険者(利用者）に交付。  注）事前確認申請書の提出から審査・交付までに約1週間～10日程度かかります。 |

|  |
| --- |
| ⑤住宅改修工事を行う。  【着工】  工事許可書（P52参照）の交付を受けた後に、改修工事を着工します。  許可書交付前に着工した場合は、給付ができませんのでご注意ください。  【支払】  改修工事が完了したら、改修に要した費用の全額を支払し、領収証を受け取ります。  (領収金額が5万円以上の場合は収入印紙が必要です。) |

|  |
| --- |
| ⑥住宅改修費の「支給申請書」の提出を行う。  【提出書類】  1住宅改修費支給申請書 2住宅改修費工事許可書 3領収証  4住宅改修前、改修後の日付入りの写真を添付（改修箇所ごとの撮影日がわかるもの）  注意　事前確認申請時に病院等に入院・入所していた場合、退院・退所した年月日を必ず記入してください。  ※退院・退所が確実に確認できない揚合の支給申請は受付できませんのでご了承ください。 |

|  |
| --- |
| ⑦保険者が提出された書類等により、工事が適切に施工されたか否かの確認を行い、支給決定を行います。  被保険者（利用者）に対住宅改修費支給決定通知書を送付し、住宅改修費が被保険者(利用者)の口座に振り込まれます。 |

５．住宅改修費の申請に必要な書類（償還払）

●事前申請（改修前）に提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 内容 |
| １ | 住宅改修費事前申請書 | 必要事項を記入してください。特に、改修費用の記入は工事内訳書の改修費用の総合計を記入してください。また、申請書の「住宅改修の内容、箇所及び規模｣は、改修を行う工事種別ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することになりますが、工事費内訳書や平面図においてこれらの内容が明らかにされている場合は、工事種目のみを記載しても差し支えありません。 |
| ２ | 住宅改修が必要な理由書 | 〇介護（介護予防）サービスを利用していて、ケアプランを作成していただいている方は、担当する介護支援専門員や地域包括支援センターの職員に、住宅改修が必要な理由書の作成を依頼してください。  〇介護（介護予防）サービスを利用していない方は、介護支援専門員や地域包括支援センターの職員、住環境コーディネーター2級以上の方、理学療法士、作業療法士の方  (住宅改修に関する知識があり、指導できる方)に作成を依頼してください。 |
| ３ | 工事費内訳書 | 〇見積書のあて名は、必ず「被保険者氏名」を記入してください。  〇住宅改修費の支給対象となる費用の見積となりますので、その内容がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。また、内容が適切に算出されたものであることがわかるよう、必要に応じて見積もりの算出方法を明示してください。  ・保険給付対象外の工事が含まれている場合に保険給付対象工事と対象外工事費用を明確に区分して記入したものが必要です。 |
| ４ | 平面図 | 事前の状態を撮影した日付入り写真に加えて、図面（平面図、展開図等）やカタログを添付するなどしてこれからどのような工事を行うが確認できるものを提出してください。カメラに日付機能がない場合には黒板等に日付を記入し、工事箇所に置いて写真撮影を行ってください。 |
| ５ | 改修前の写真 |
| ６ | 対象住宅を示した地図 | 被保険者の住宅がわかる地図を添付してください。 |
| ７ | 住宅の所有者の承諾書 | 改修を行う住宅が本人以外の所有の場合に必要です。 |
| ８ | 誓約書 | 改修する住宅所有者が既に亡くなって住宅改修承諾書がもらえない場合 |

（１，７，８は町指定様式）

●支給申請（改修後）に提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 内容 |
| １ | 住宅改修費支給申請書 | 必要事項を記入してください。必ず被保険者名で申請し、申請額に記入する金額は、工事許可書のEの額を記入することとなります。  事前申請時に病院等に入院・入所していた場合、退院・退所した年月日を必ず記入してください。 |
| ２ | 住宅改修費工事許可書 | 被保険者(利用者)へ送付しております。 |
| ３ | 住宅改修に要した費用の領収書 | 〇必ず「被保険者氏名」を記入してください。(名字のみや上様等は不可。）  〇原則、領収証原本の提出が必要です。ただし、原本の本人所持を希望する場合は、窓口に原本とコピーの両方をご提示ください。  ・住宅改修にかかった費用に保険給付対象外の金額が含まれている場合は、内訳書で対象内と対象外の金額が区分されていれば問題ありません。  ・被保険者の家族自ら行う場合は、材料ごとに購入金額が明記されているものに限ります。 |
| ４ | 住宅改修の前後が確認(比較)できる写真等 | 事後の状態を撮影した日付入り写真が必要です。取り付け位置の確認や、使用する材料の確認等を行いますので、「どこに取り付けてあるのか」・「どのような材料を使用しているのか｣を確認できるように撮影してください。（事前確認申請と同じ位置から撮影してください。） |
| ５ | 平面図 | 改修箇所が分かるよう平面図に書き込みをしてください。 |

（１は町指定様式）

６．住宅改修工事許可書の交付後に工事内容等に変更が生じた場合

既に工事許可書の交付を受けた後に、なんらかの理由により工事費や改修内容の変更が生じた場合は、必ず変更申請書により変更の手続きを行ってください。

その際に必要な書類は、下記のとおりです。

・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費工事許可変更申請書・承諾書

・介護保険住宅改修費工事許可書

・変更後の工事費内訳書・変更後の平面図

・変更後の住宅改修前の写真

なお、書類提出については、事前に申請した書類で内容が変更となる書類の提出をお願いします。

７．住宅改修工事許可書の交付後に改修工事を行わない場合

既に工事許可書の交付を受けた後に、被保険者（利用者）が長期入院されるなどの理由により改修工事をとりやめる場合は、必ず申請取下書により申請の取下げの手続きを行ってください。

その際に必要な書類は、下記のとおりです。

・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給費申請取下書

・介護保険住宅改修費工事許可書

８．住宅改修工事許可書を紛失等で無くしてしまった場合

工事許可書を何らかの理由で紛失等された場合、そのままでは支給申請ができませんので、再交付申請書により再交付の手続きを行ってください。

その際に必要な書類は、下記のとおりです。

・介護保険被保険者証等再交付申請書

(申請者の身分の確認できる書類（運転免許証や被保険者証など）を添付ください。)

９．申請書類提出先

〒503-1392

岐阜県養老郡養老町高田798番地

養老町役場 住民福祉部 健康福祉課

介護保険住宅改修係

tel 0584-32-1105

fax 0584-32-2686